

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 209 号（諮問第 217 号）

件名：拾得物件台帳の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 2 月 28 日

2 原処分

令和 4 年 3 月 11 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、不存在を理由として不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 3 月 25 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 4 月 28 日

5 答申

令和 5 年 11 月 29 日

6 審議会の結論

処分庁が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、処分庁が令和 2 年 1 月 30 日

付けで受理した審査請求人を拾得者とする拾得物件台帳（以下「本件拾得物件台帳」という。）であって、請求日現在、A 警察署で保管するものであると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 処分庁によれば、本件拾得物件台帳については、行政文書の保存期間が令和 3 年 3 月 31 日までとなっており、請求日現在、A 警察署において既に廃棄済であり、保有していないとのことである。

当審議会において処分庁から提出された令和 2 年行政文書分類基準表を確認したところ、同基準表において、本件拾得物件台帳は 1 年保存であることが認められた。

イ 審査請求人は証拠書類等提出通知書に本件拾得物件台帳が記載されているのに存在しないのは矛盾している旨を主張しているが、処分庁によれば、証拠書類等提出通知書に記載のある拾得物件台帳は、別件審査請求に係る証拠書類として処分庁から公安委員会に提出されたものであり、A 警察署ではなく、警察本部総務部会計課で保管されている書類であるとのことである。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象保有個人情報は既に廃棄済であるとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

①拾得物件台帳（令和 2 年 1 月 30 日受理に係る受理番号〇のもの）

証拠書類等提出通知書（令和 4 年 1 月 20 日）に記載されているもの